

薬局薬剤師

在宅訪問サービスのご案内

自宅療養されている方、お一人での通院が困難な方のために
薬剤師がご自宅を訪問し
お薬についての説明や管理のお手伝いをさせていただきます。



一般社団法人福島薬剤師会

地域包括ケアシステム推進委員会

お薬で困りごとはありませんか？

薬の管理に困っている
面倒に感じている

複数の薬を1回分ずつにまとめる。
お薬カレンダーやお薬ボックスによる
支援を行います。

飲みづらい、飲んでくれない
服薬の介助に時間がかかる

必要に応じてお薬の変更を医師に依頼したり、
飲みやすく加工します。生活スタイルの合わせ
た処方内容の見直しをします。

お薬代が高いと感じている

余った薬を調整したり、
ジェネリック医薬品の提案をします。

お薬の使用状況、例えば薬の飲み忘れ・残薬・過不足等を確認し
て医師やケアマネジャー等と連携を図り対応いたします。



在宅訪問サービスを利用するには

訪問診療

• 医師が訪問診療を行い、必要に応じて処方せん※を発行します。

訪問指示

• 薬剤師によるお薬の管理や説明が必要と判断した場合、医師は薬剤師に
訪問指示を出します。

訪問

• 薬剤師は処方箋に基づき調剤し、お薬をもって患者さん宅を訪問します。
そして、お薬についての説明やお薬の管理のお手伝いをします。

報告

• 訪問結果を医師に報告します。連携をとることでより良い医療をめざします。

- ※医師・歯科医師の処方箋へ「訪問薬剤管理指導」等の指示記載が必要です。
- 介護保険の認定を受けている方は利用者（患者さん）と薬局の間で契約が必要です。
（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導）
 - 介護保険の認定がない方は、医療保険での請求になります。
（在宅患者訪問薬剤管理指導）



対象となる方



- +医師の往診、訪問診療を受けている患者さん
- +通院が困難な患者さん



ご利用料金

介護保険をご利用の方

(1割負担の場合)

訪問1回につき

単一建物居住者1人	517円
単一建物居住者2~9人	378円
単一建物居住者10人以上	341円

医療保険をご利用の方

(1割負担の場合)

訪問1回につき

単一建物療養患者1人	650円
単一建物療養患者2~9人	320円
単一建物療養患者10人以上	290円

※医療・介護制度に基づき居住環境や保険負担割合により金額が異なります。

- ・薬剤師の訪問は介護保険の利用限度額の枠外です。
- ・お薬代は別途ご請求となります。
- ・麻薬管理が必要な方は、上記料金に100円が加算されます。
- ・薬局からの距離により交通費が発生する場合がございます。各薬局にご確認ください。

**医師・訪問看護師・ケアマネジャー・ホームヘルパー
その他各サービス事業所と連携をして
より良い自宅療養がおくれるようサポートいたします。**

薬局名



一般社団法人福島薬剤師会
地域包括ケアシステム推進委員会
〒960-8041福島県福島市大町4番15号
チェンバおおまち2階

TEL : 024-525-8511

FAX : 024-525-8512

<http://www.f-yaku.com/>

QR
コード

福島市在宅相談薬局はこちら